

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において、本町で開催される競技会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通および観光・物産等の案内を行う案内所および憩いの場、交流の場を提供するため、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町歓迎接待基本計画」に基づき必要な事項を定める。

2 設置場所

設置場所は、原則として競技会場内に設置する。

3 設置期間

設置期間は、競技会の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

開設時間は、原則として、開会行事または競技開始の1時間前から競技終了または閉会行事終了30分後までとする。ただし、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、必要に応じて、開設時間を変更することができる。

5 業務内容

(1) 案内所

- ア 大会参加者等への案内および資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 迷子、遺失物および拾得物の受付に関すること。
- エ 宿泊、交通、観光および物産の案内に関すること。
- オ その他各種案内業務に関すること。

(2) 休憩所

- ア 大会参加者等に関係団体等の協力を得て、ふるまう郷土料理、飲み物および協賛品の提供に関すること。
- イ 提供品等の管理に関すること。
- ウ その他休憩所運営に関すること。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) リハーサル大会における案内所・休憩所設置についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 町実行委員会は、案内所・休憩所の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。

付 則

この要項は、令和6年3月27日から施行する。